

令和元年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和元年12月12日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第5 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第56号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第51号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第9 議案第53号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第52号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第58号 職員の給与に関する条例及び訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第59号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 第14 議案第60号 第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 第15 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第16 議案第62号 訓子府町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第63号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第18 議案第64号 財産の処分について

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君														
副	町	長	森	谷	清	和	君													
総	務	課	長	伊	田	彰	君													
企	画	財	政	課	長	篠	田	康	行	君										
町	民	課	長	元	谷	隆	人	君												
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君										
福	祉	保	健	課	業	務	監	今	田	朝	幸	君								
農	林	商	工	課	長	・	農	業	委	員	会	事	務	局	長	遠	藤	琢	磨	君
農	林	商	工	課	業	務	監	大	里	孝	生	君								
建	設	課	長	渡	辺	克	人	君												
上	下	水	道	課	長	原	口	周	司	君										
元	気	な	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	坂	井	毅	史	君				
会	計	管	理	者	山	内	啓	伸	君											
教	育	委	員	会	教	育	長	林	秀	貴	君									
管	理	課	長	森	谷	勇	君													
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君									
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君											
図	書	館	長	山	田	洋	通	君												
農	業	委	員	会	会	長	坂	本	稔	君										
監	査	委	員	平	塚	晴	康	君												

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	八	鍬	光	邦	君	
議	会	事	務	局	係	長	吉	村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、
議案第54号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、議案第54号について、質疑・討論・採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、議案第55号の質疑を許します。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第56号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第56号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第51号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。1点だけお伺いします。ページ、6ページ、商工費の商工業振興対策一般事業の新規出店に対する補助金、これは大変、事業効果が上がって順調に進んでいる事業だと私は評価しておりますけれども、今回のこれ1件かどうかわかりませんが、件数と業種をお聞かせいただきたいのが一つと、何か別な説明で2件という何かくんだりありましたけれども、それらと絡めてお願いします。それと大変効果が出てると町民の一人である私もみております。町長も300万円、マックス300万円というのはちょっとないよと。東日本大震災の復興の関係と同額で非常に自慢したいというお話も昨日ありました。それで事業効果が出てると漠然と私たちはみてますけれども、補助金を出して事業が工事が完成して事業が完了報告等々があるんでしょうか、その後、それ

は工事が終わったという確認にすぎないと思うんですけども、この答申、町の公金を投資したことに対する事業効果測定のステップはあるのでしょうか。なかったらなぜしないのかも含めて、大きくこの2点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 6ページの商工費、商工業振興費の訓子府町店舗出店等支援事業補助金の今回の補正予算の提案について、2点のご質問ありましたので、お答えします。まず件数ですけども、今回1件分300万円の予算補正を提案させていただいてますけども、申請自体は2件600万円となっております、内訳については、飲食業の焼き肉店1件、それから娯楽業のパチンコ店1件となっております。1件分の予算補正としています理由については、9月の定例町議会で提案させていただきました菓子店の補助1件300万円でございますけども、申請はいただきましたけども、その後、申請者の都合により、取り下げの申し出ございまして、その分を充当しまして、不足分の1件300万円を予算補正させていただいているということになります。

それから効果測定ですけども、実績報告出てきまして、向こう3年間は継続して営業していただくということで要綱上なっていますので、毎年、決算と報告ですね、提出いただくようにしております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、一つだけ聞きたいと思います。同じく今言われたページ、6ページの商工費ではありません。農業費に関わることです。これは牧場管理運営事業としてトラクターとデスクモアの購入に充てるということなんですが、牧場にはトラクターが5台ある。古いものなんですけども、全て含めて5台ありますけども、このうちの何台かをこう廃棄するというか、使わないというか、そういう形をもってして新しい、新規購入ということになるのか、その辺の新規なのか、いわゆる更新なのか、全く、今まであるものも含めて使っていく考えで導入したのか、その辺をちょっとお伺いをしたいなということが1点です。

よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） それでは、6ページ、7、牧場費、18の備品購入費の牧場作業機械のトラクターについてのお尋ねについてお答えいたします。先ほど議員がおっしゃられたとおり牧場には今現在5台トラクターがございます。結論から申しまして、今回の導入は更新でございます。その部分で昭和53年に購入したトラクター、97馬力、それを廃車としまして、その1台を処分します。で今回の115馬力のトラクターを新しく導入するというものでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） その関連なんですけども、この昭和53年の一番古いのって、本当にもう相当40年超えてということなんですけども、その後の、54馬力のトラクターもありますし、72馬力、これも昭和57年ということになっています。そしてもう一つ79馬力が平成1年で、これ全て残り3台についても結構古い、車種って、機種というか、なっていますけれども、現在のところ、それも使用可能ということで捉えていてよろしんでしょ

うか。目途としてどれぐらいまで使えそうなのか含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 今、ご質問のあった古いトラクターについては、あともうしばらくは使えるということで認識しておりますし、牧場には他にちょっと古いトラクター以外に作業機があります。その辺を来年度以降の予算で計上しておりますし、更新を計画して、トラクターは随時ということで考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。5ページの6款、1項、3目の農業振興費の中の農業後継者育成事業、これ80万円になっておりますが、新規就農なのか、単純に農家の農業後継者なのかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 今、ご質問のあった新規就農4名の内訳ですけども、いずれも農家後継となっております。12月のこのタイミングでいつも補正させていただくのは、農家後継で1年間親元で働いて農家を継ぐということで申請されてきた方を対象にしているものです。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけ。4ページ、企画費の高齢者ハイヤー利用サービス事業についてお伺いします。この人数的には10月末で1.3倍、下半期で1.5倍になるだろうということで、大変使われているということはいいことかなと思っているんですけども、これは実際に75歳以上の方に権利があるんですけども、わかるなら教えてほしいんですけど、75歳以上の方のうち、どれぐらいの方がこの券を利用しているのか、そういうのは、回数的にはわかりますけども、要するに在籍している75歳以上のうち、どれぐらいの方がご利用しているのか、わかるなら教えてください。一つです。それだけです。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 75歳以上の方でどれぐらい実際にご利用されているのかというご質問でした。11月末現在で75歳の方が1,030弱、1,027名ですね、の方がいらっしゃるんですけども、現時点で先ほども一般質問の答弁の中で申し上げましたけども、現在558名の方が登録されております。うち実際にですね、10月末までですね、ご利用されている方は294名の方がご利用されているという、実人数ですね、されているということです。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。ちょっと今の確認ですけども、558名が何らかの形で使っていると。登録をしている。登録ってことは要するに窓口に来て証明をもらっていると。それで実際にその中で券をもらって使用している人は294名しかいないと、

そういうことですね、わかりました。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第51号の質疑を終了いたします。
次に、議案第53号の質疑を許します。議案書10ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑を終了いたします。
次に、議案第54号の質疑を許します。議案書15ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なしとの声」あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第54号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、議案第54号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、議案第54号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第51号、議案第53号、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号、議案第58号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第52号、議案第58号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第52号の質疑を行います。議案書7ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。議案書32ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号、議案第60号、議案第61号

○議長(須河 徹君) 次に、提案理由説明が終わっております一括議題の議案第59号、議案第60号、議案第61号について、質疑・討論・採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、議案第59号の質疑を許します。議案書34ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第59号の質疑を終了いたします。

次に、議案第60号の質疑を許します。議案書39ページです。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番(工藤弘喜君) それでは第2種の会計年度任用職員の関係で報酬と費用弁償及び期末手当等に関する条例ということになっておりますけども、これにちょっと関わることで、ちょっと質問させていただきます。この会計年度任用職員のこの第2種においては、本町の場合、そこに72名、現在おられる臨時職員の方の大部分がこの第2種でということ置き換わっていくということもありますので、ちょっとお聞きしたい訳でありますけども、このいろいろ調べて行く中で、第2種、第1種も同じだと思うんですが、この任用方法という問題なんですけど、これまでの雇用契約から辞令による任用ということになっていくという話、前の説明の時も、議案の説明の中で全員協議会でしたか、あったかと思うんですが、これがどう、意味がちょっと、なぜそう変わるのかということも含めて、ちょっとお聞きしたいということと、もう一つ、その中で、これは説明があったかどうかはわか

りませんけれども、いわゆる任用にあたっては、試用期間、いわゆるお試し期間のような、15日間、これは試用期間として、定めとしてあるということなのですが、本町の場合、15日間をいつからいつまでの試用期間として捉えているのか、そしてもう一つは、試用期間における報酬、あるいはいろいろ費用弁償等々含めて、どのように試用期間中の15日間の働きが影響を受けるというか、いわゆる給与に、給与というのか、そういったものに別立てで算定されるのか、そういうことも含めてちょっとお聞きをしたいなということです。

それともう1点、本町の場合、もっばらこの臨時職員の方も次の年もこう、経年で採用されて任用されるというか、仕事していただくような形になっておりますけれども、今回のこの制度においては、次年度に希望があってということになっていくのかどうか、その次年度に採用されるというか、そういう場合についても試用期間というのが必要になるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、議案第60号の第2種会計年度任用職員の条例制定の関係で3点、ご質問いただきました。

まず1点目の任用の方法についてでございます。今回辞令で任用をするということでございます。今までは臨時職員の雇用に関する規程というものを作りまして、それで雇用契約を結んでいました。少しですね、地方公務員法との関係でいくと、従来の方法は本来であれば地方公務員法上はない方法であったということもありまして、今回、地方公務員法が変わったことによって、今回は第1種、第2種会計年度任用職員が、職員と同じく辞令によって任用されるということでございます。

2点目の試用期間というところでございます。これにつきましては、職員も同様にございまして、職員の場合は6か月間の試用期間が定められております。会計年度任用職員については、任用期間が最大でも3月、年度末っていうことでございますので、その部分でいくと、1か月を勤務し、その間、良好な成績で執行した時に正式採用になるということでございます。再度任用の場合はどうなんだというところでございますけれども、再度任用につきましても、同様の規定をかぶせていくということでございます。それとその期間の報酬等々については、基本的には月額雇用ということですので、その部分については、同様な、事故がない限りは同じ形で出ていくということです。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。先ほどの59号で聞こうか、こちらで聞こうか迷ったんですけども、共通してるなと思って、こちらの方でお聞きしたいと思います。今、課長から説明あったように、本来公務員従事する者のあらゆる業種というか、働く側からいったら労働形態っていうんでしょうか、全ては広い意味で公務員だと、地方公務員だということだと思います。それで今までの契約から変えてきたということで私は理解しているし、一定の整理、進歩までは言えないと思うけど、整理かなと思っております。そこで本来、半年なり1年というか、一定のスパンで仕事をする場合、極力、正職員化する

という、労働福祉の側面からはそういう一つの狙いというか、あると思うんですけども、それとの、今回こういう制度を変えながらもそこまでは至らないことへの整理の仕方について、お聞きしたいのが一つ。

それともう一つは、59号にしても、この60号にしても、働いている人と町長を筆頭とする使用者側という構図がある訳ですよ、それでこのように大きく制度が変わる時は十分事前に話し合いを持って、理解、ある意味では協力の面も含めていただかなきゃならないと思うんだけど、それはどのように行われたのか、そして何か特徴的なことはあったのか、この2点、大きく二つ、お伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、59号議案について、2点のご質問いただきました。まず1点目に、正職員化も含めた整理がどういう形で行われたかという部分でございます。基本的には過去も含めて歴史的に臨時職員の採用をというかですね、臨時職員のお力も借りながら行政を運営してきたというのが事実でございます。それに合わせて今回他の自治体、国も含めてですね、非常に非常勤臨時職員の部分が多かったということもあり、なおかつ、公務職場のワーキングプアというんですかね、そういったことも報道では言われている部分もあったということで、国はそういう意味では29年6月に本腰を入れて法律を改正された。それを受けて本町においては、急激なですね、変動というのはできないということで、議員言われる全公務サービスにおいて、正職員化が必要ではないかという声も確かにはあります。ただそれは財政状況も含めて、さまざまな論点から調整をした中で今回は大きな勤務形態の変更はない。業務の変更はないということで、あくまで会計年度任用職員に移行するという形で整理をさせていただきました。

それと2点目で実際、働いている方とどのような事前の話し合い、理解、協力、またはどのような問題があったかということでございます。これ制度としては、あくまで新しい制度ですので、基本的には国は公募を求めています。ただ、工藤議員からもおっしゃられたとおり、うちの臨時職員の雇用の形態については、もう数十年来、毎年同じ方に担っていただいているということもございますので、今回につきましては、各使用課の各使用者というか、各、配属されている担当課長から各々ですね、各、今後第1種、第2種、大部分は第2種会計年度任用職員になられる方への面接と、まず面接と任用の申し出、プラスですね、今年1年間ですけども、今までの業務の一定程度の評価も含めてですね、それをちょっと話し合いというか、の中でやらせていただきました。で、若干、任用制度の部分がこう、何て言うんですかね、事前情報として入られているところもございまして、ちょっとそういう意味ではもう少し拡大してくるかなっていうようなところも期待されてた部分もあったところもありますけども、全般的にはそういう抑え方をさせていただいたというところで、当面は納得をいただいたかなというふうに報告は受けているところでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第60号の質疑を終了いたします。

次に、議案第61号の質疑を許します。議案書45ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので議案第61号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論をお願いします。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第59号、議案第60号、議案第61号の採決をいたします。
討論のなかった案件については一括採決をいたします。
議案第59号、議案第60号、議案第61号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号、議案第63号、議案第64号

- 議長(須河 徹君) これより、提案理由の説明が終わっております議案第62号、議案第63号、議案第64号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。
最初に、議案第62号の質疑を行います。議案書65ページです。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第62号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号の質疑を行います。議案書71ページです。1人3回まで、質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

- 7番(山田日出夫君) 7番、山田です。簡単なことをお聞きします。事務職員の定数を変えるということでもあります。改正の背景、理由と経費負担についてお伺いします。

- 議長(須河 徹君) 総務課長。

- 総務課長(伊田 彰君) 議案第63号の背景についてご質問いただきました。公平委

員会につきましては、法律で規定されてるところでございます。オホーツク町村公平委員会につきましては、現在、大空町が共同設置団体町ということで、大空町の職員をもって、そこの事務職員に充てるという規定でございます。そういった意味から、本年ですね、たまたま1件、ちょっと審査請求がございまして、今まではあまり経験がないところで、大空町の方では非常に職員の個人情報も含めて、さまざまな調査をしなければならないということでもあります。それと法令との照らし合わせもございまして、そういった意味からいくと、きちんとした任命をしてですね、進めたいということで、現在の2名から4名以内ということで整理をしたいということで、大空の方からありまして、事務局の方から規約の変更ということで、議決を得るという案件でございます。

経費については、現在、訓子府町の負担が3万3千円でございます。確か来年度は1千円アップで3万4千円という形でできるかなというふうに思っています。具体的にはおそらくそんなに職員の部分ですんで、公平委員会が負担する職員給与というのはほぼないかなというふうには思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第63号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。議案書73ページです。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第64号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了い

たしました。

これにて、令和元年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
本日は、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時 5分